

奈井江町水防計画

令和2年3月

奈井江町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 水防責任の大綱	1
第3節 安全配慮	2
第2章 水防組織	3
第1節 奈井江町の組織	3
第2節 協力及び応援	3
第3章 重要水防区域及び水防施設	5
第1節 重要水防区域の指定	5
第2節 水防施設	5
第4章 通信連絡	7
第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通信連絡	7
第2節 水防通信連絡	9
第3節 水位、雨量、流量状況通報（調査）要領	10
第5章 水防活動	11
第1節 水防非常配備体制	11
第2節 監視及び警戒	12
第3節 警戒区域の設定	13
第4節 水防作業	13
第5節 避難及び立退き	14
第6節 決壊通報	14
第7節 水防信号	15
第8節 水防解除	15
第9節 水防標識及び立入り検査証	15
第6章 公用負担等	17
第1節 公用負担	17
第2節 公務災害補償	18
第7章 水防報告	19
第8章 水防訓練	20
別 表	
別表第1 水防本部の組織図	21
別表第2 水防本部各部所掌事務	22
別表第3 消防本部組織図、消防団組織図	25
別表第4 重要水防警戒区域	26

別表第5	水位観測所基準水位等一覧	27
別表第6	水防用資機材の保有状況	28
別表第7	札幌開発建設部滝川河川事務所管理水門等操作員名簿	29
〃	北海道札幌建設管理部管理樋門・樋管操作委託管理人名簿	
〃	排水機場管理状況	
別表第8	水防関係機関等との通信連絡	32
別 図		
別図 1	奈井江町防災会議組織図	33
別図 2	奈井江町樋門・樋管位置図	34
資 料		
資料 1	水防工法	35
資料 2	警報・注意報発表基準一覧表 (札幌管区气象台発表 中空知地域・奈井江町)	41
資料 3	奈井江町防災行政無線一覧表	42

第1章 総則

第1節 目的

第1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる奈井江町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町の水防事務の円滑な実施を推進するため必要な事項を規定し、重要河川の洪水その他による水災を警戒し、防御し及び、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

第1 法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は次のとおりとする。

1 奈井江町

奈井江町は、法第3条の規定により水防管理団体として町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 北海道開発局札幌開発建設部

(1) 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

(2) 国の所管する雨量水位観測所において観測した雨量、又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

(3) 水防警報の発表、伝達に関すること。

3 北海道空知総合振興局

(1) 空知総合振興局は、水防管理団体が行う水防に十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

(2) 空知総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に受けた内容を通知すること。

ア 札幌管区气象台が、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項及び第2項の規定に基づき気象の状況により洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合。

イ 北海道開発局長が札幌管区气象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合。

ウ 法第16条第1項、第2項及び第3項の規定により、指定した河川につき、北海道開発局長又は北海道知事が発表する水防警報を受けた場合。

4 北海道空知総合振興局札幌建設管理部

(1) 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

(2) 道の所管する雨量・水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

5 札幌管区气象台

(1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知

(2) 洪水予報の発表及び通知

6 砂川警察署

(1) 水害等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施、及び水防活動用気象警報・注意報の伝達について協力を行うこと。

(2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。

(3) 水害時における水防活動車輛の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りを行

うこと。

7 砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署・奈井江消防団

- (1) 水防工法の実施及び訓練の参加
- (2) 危険区域居住者の避難誘導及び救助

8 北海土地改良区

- (1) 頭首工、水門、樋門、用排水路、ため池の防災管理

9 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、町区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第3節 安全配慮

第1 洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2章 水防組織

第1節 奈井江町の組織

第1 奈井江町の組織

町は、奈井江町災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、その総括は総務課（防災交通係）が行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

第2 奈井江町防災会議

法第33条の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、奈井江町防災会議が行うものとする。なお、奈井江町防災会議の組織は、別図1のとおりとする。

第3 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

第4 消防機関の組織

消防機関の組織は別表第3のとおりとする。

第5 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外にあっても消防長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し現地水防活動に当たるものとする。

総体責任者 奈井江消防団長

消 防 機 関	分 担 区 域
奈井江・浦臼支署及び奈井江消防団	石狩川・奈井江川・
奈井江・浦臼支署及び奈井江消防団第一分団	茶志内川・14号川・
奈井江・浦臼支署及び奈井江消防団第二分団	豊沼奈江川
奈井江・浦臼支署及び奈井江消防団第三分団	

第2節 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者北海道開発局長及び北海道知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、奈井江町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 北海道開発局（河川管理者）の協力事項

- (1) 河川に関する情報（石狩川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）等の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体（町）が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- (4) 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体（町）と

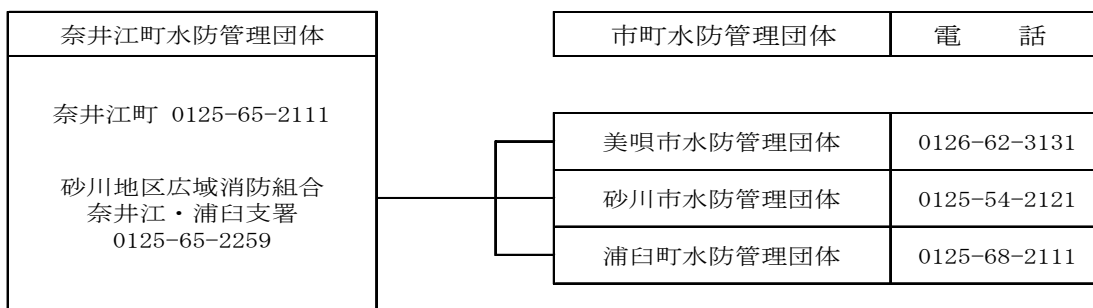
河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体(町)への職員の派遣(リエゾンの派遣)及び緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

2 北海道知事(河川管理者)による協力事項

- (1) 水防管理団体(町)に対して、河川に関する情報(道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)等の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体(町)が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体(町)及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

第2 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援システムは、次のとおりとする。



第3 警察官との協力応援

警察官の協力応援は、奈井江町地域防災計画本編第5章第26節「災害警備計画」の定めるところに準ずるもののほか、水防管理者等が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (2) 警察官の出動 法第22条
- (3) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (4) 避難、立退きの場合における措置 法第29条

第4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上自らの能力で処理することが困難な事態が予測されるときは、奈井江町地域防災計画第5章第29節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事(空知総合振興局長)に対して派遣要請を要求するものとする。

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

第1 重要水防区域の指定

町区域内の河川等で、水防上特に重要な箇所は別表第4のとおりとする。また、石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域は奈井江町防災ハザードマップに掲載することとする。

第2節 水防施設

第1 雨量、水位観測所

本町の隣接区域内に設置された雨量、水位観測所は、次のとおりである。

○ 雨量観測所一覧

所轄区分	観測所名	河川名	位置	通報先(照会先)	種別
札幌開発建設部	橋本町	石狩川	新十津川町中央89番地	滝川河川事務所 (0125-76-2211)	テレメータ
	浦臼	石狩川	浦臼町於札内325の73		
	奈井江大橋	石狩川	浦臼町黄臼内		

○ 水位観測所基準水位等一覧

別表第5のとおりとする。

第2 水防倉庫及び水防用資器材の備蓄等

本町の水防倉庫及び水防用資器材の備蓄は、別表第6のとおりである。なお、町が備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じ関係機関、民間等に要請し調達するものとする。

また、緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所長又は北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所長に電話にて承認を受けるものとする。

第3 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域において、あらゆる状況を推定して輸送経路図を作成のうえ北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所長に提出しておくものとする。

第4 水防用土砂採取場

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂採取場を調査し、常に採取可能な状態としておくものとする。水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

第5 内水排除機等の操作

内水排除機及び揚排水機、樋門・樋管等の管理者(以下「施設管理者」という。)は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

- (1) 施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。
- (2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し操作員に周知徹底を図り、操作等について支障の

ないようにするものとする。

(3) 操作要領等には、次の事項を定め水防管理者に提出するものとする。

- (ア) 目的
- (イ) 点検整備要領
- (ウ) 操作員氏名
- (エ) 操作の時期及び通報
- (オ) 操作に関する記録及び報告
- (カ) その他

第6 水門の設置場所

本町の区域内に設置された樋門・樋管等の内水排除施設は、別表第7及び別図2のとおりである。

第4章 通信連絡

第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通信連絡

第1 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台及び北海道開発局又は北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は、次のとおりである。

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 大雨特別警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項	注意報・警報・情報	北海道開発局 札幌管区气象台共同	洪水予報河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 法第16条	待機・準備・出動・指示 解除	北海道開発局 北 海 道	水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(注) 水防活動用気象警報・注意報等は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報に含めて発表されるものである。したがって、氾濫警戒情報・氾濫注意情報等が発表されたときは、直ちに水防活動用気象警報・注意報が発表されることになる。

洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等

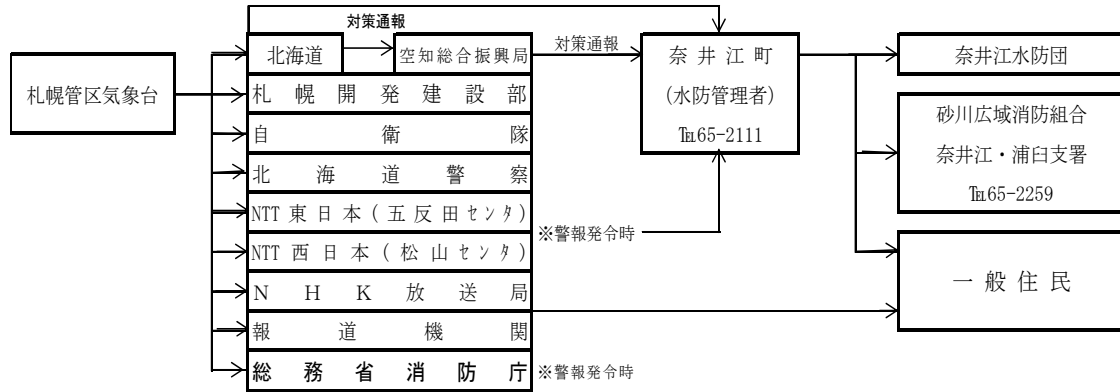
洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	石狩川氾濫発生情報	氾濫の発生(レベル5)	住民の避難完了
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	石狩川氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	石狩川氾濫警戒情報	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定の時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	石狩川氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第2 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報、洪水予報または水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

(1) 水防活動用気象警報・注意報及び情報等

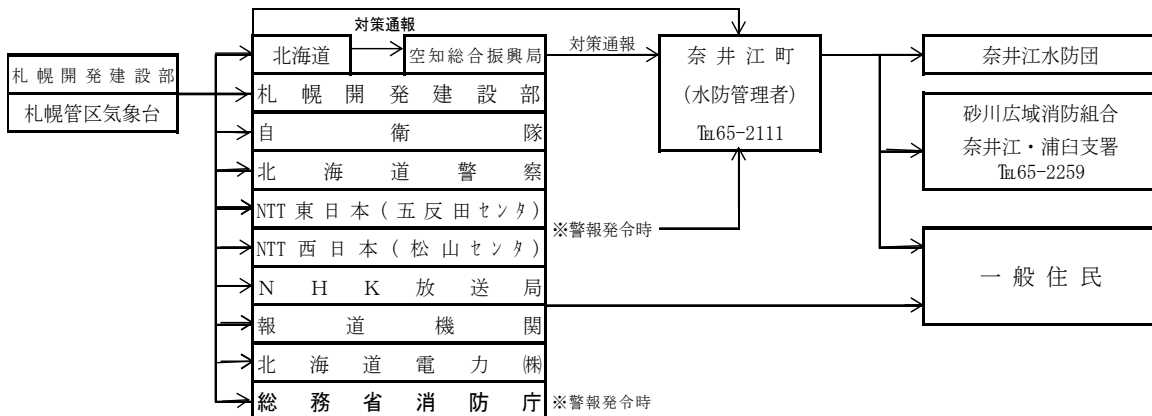
（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）



(2) 洪水予報

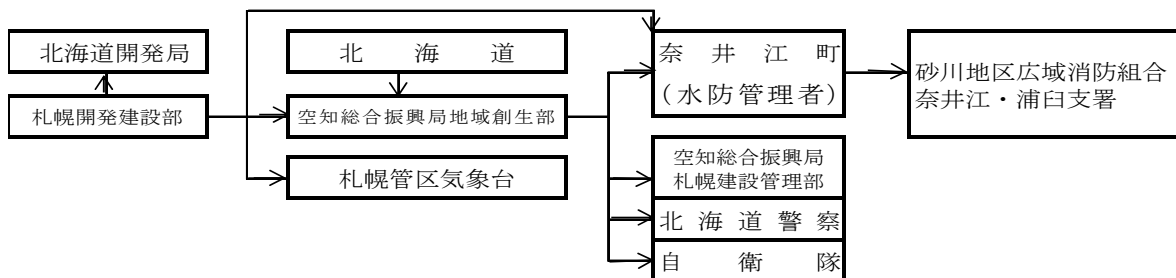
札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で発表した場合

（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

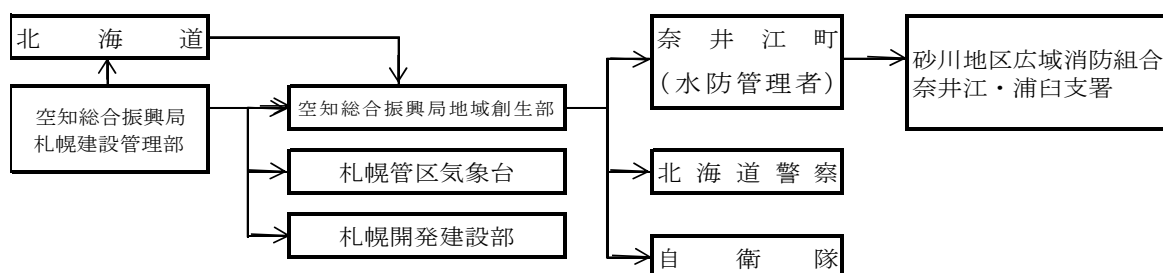


(3) 水防警報（法第16条第1項）

ア 北海道開発局が発表した場合



イ 北海道が発表した場合



第2節 水防通信連絡

第1 町の通信連絡

町の通信連絡は、一般加入回線及び携帯電話によるほか、町の防災行政無線、消防無線、北海道総合行政情報ネットワーク等の回線を用いて行うものとする。

第2 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、別表第8によるものとする。

第3 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。

非常通話は洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

第4 その他の通話施設の使用

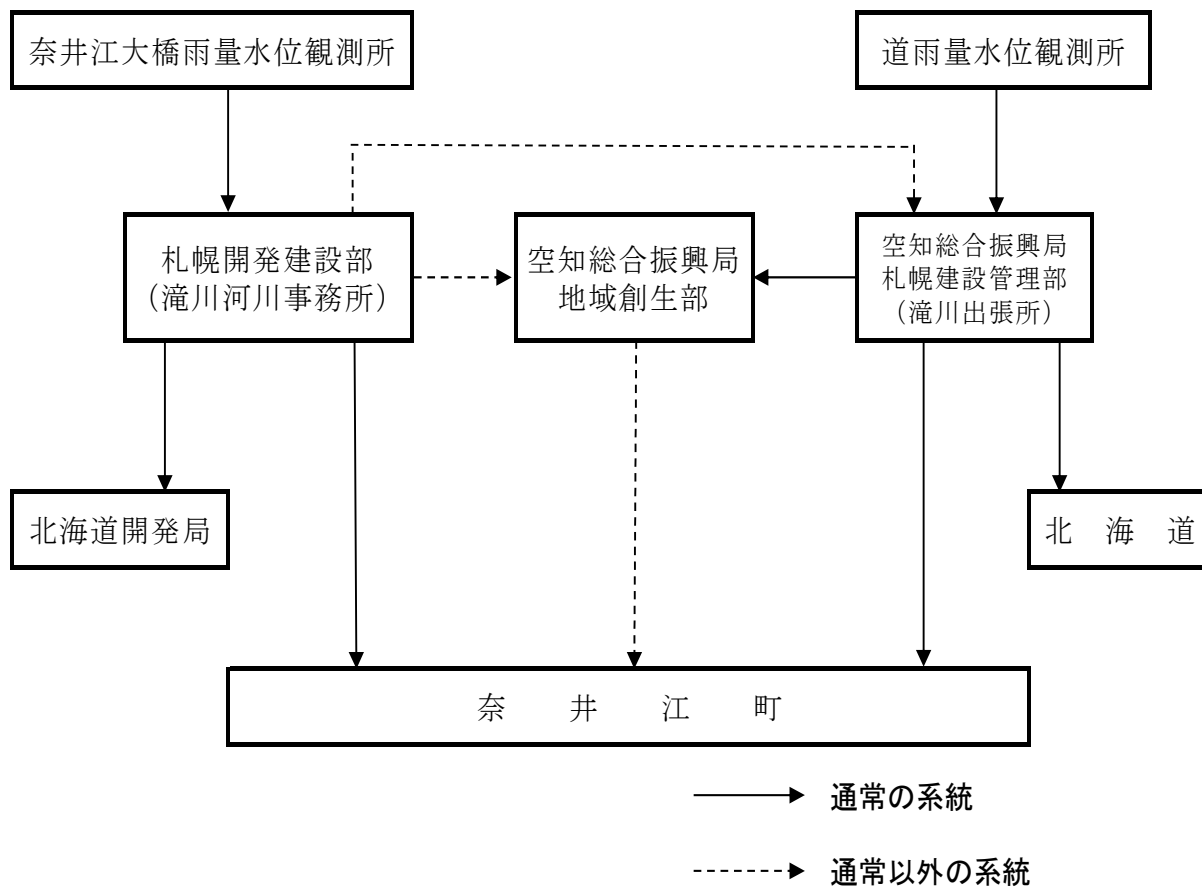
その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道警察本部通信施設
- (2) 札幌管区气象台通信施設
- (3) 北海道開発局通信施設
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (5) 北海道電力株式会社通信施設

第3節 水位、雨量、流量状況通報（調査）要領

総務対策部総務・企画班は、次の雨量・水位観測通報システムにより情報を収集し、洪水その他による水害の予防に努める。

雨量・水位観測通報システム図



第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

第1 町の非常配備体制

町は、法第10条並びに第11条に規定する洪水予報及び第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、奈井江町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 非常配備基準と体制

非常配備基準と体制は、次のとおりとする。ただし、災害の規模及び特性に応じ、基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

種別	配備時期	配備内容	担当部	任務
第1非常配備 (準備)	1. 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	1. 情報連絡のため、総務課が当たる。 2. 情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	各課長及び 総務課・建設 環境課・産業 観光課の係長 以上の職員、 防災担当職員	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡
第2非常配備 (警戒)	1. 局地的な災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 2. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係のある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	各係長以上の職員、 防災担当職員	1. 情報の収集 2. 関係機関との連絡 3. 応急措置の実施
第3非常配備 (出動)	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。	全職員	災害業務全般の実施

(注) 水防管理者は非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、空知総合振興局に報告するものとする。

(2) 消防団及び消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 内 容
待 機	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2. 石狩川下流氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）が発令され、待機を必要と認めたとき。 3. 大雨警報又は洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4. 知事から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 状況に応じ直ちに出勤できるような非番の職員に対し自宅待機を指示すること。 2. 重要水防区域、その他水防注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3. 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石狩川下流氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）及び水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2. 大雨警報又は洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表により、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3. 知事から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番消防職員の半数及び団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2. 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3. 出動車両の点検整備を行うこと。 4. 水防資機材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。 5. 出動の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6. 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出 動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報河川に水防警報（出勤）が発令されたとき。 2. 石狩川下流氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3. 大雨警報又は洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水（水があふれる）、決壊等のおそれがあるとき。 4. 知事から出勤の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防職員及び団員の全部を収集し隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第2節 監視及び警戒

第1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を総務課長と定め窓口を総務課とし、河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

第2 非常監視及び警戒

監視責任者は水防管理者が非常配備を指令したときは、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに河川管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

なお、堤防等の警戒巡視に当たり、特に監視を厳重にすべき事項は次のとおりとする。

- (1) 住宅側の堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側の堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水（水があふれる）状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) 溜池等については(1)から(6)までの他、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取水口の閉鎖状況
 - イ 地域の山崩れの状態
 - ウ 流入水並びに浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - カ （排・取）水門の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3節 警戒区域の設定

第1 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

第1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3 警戒区域設定の報告

前第1において警戒区域を設定した者は直ちに水防管理者、消防支署長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

第1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

第2 水防区域における水防工法の種類は、資料1のとおりとする。

第5節 避難及び立退き

第1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、奈井江町地域防災計画本編第5章第4節「救助救出計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、速やかに知事（空知総合振興局長）及び警察署長に通知するものとする。解除の公示をした場合も同様とする。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合には、水防管理者に通知するものとする。

第3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、奈井江町地域防災計画本編第5章第4節「救助救出計画」及び第23節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

第4 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

浸水想定区域（石狩川）内及び奈井江川沿いの高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者関連施設）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

要配慮者関連施設

名 称	所 在 地	電 話	F A X
奈井江小学校	奈井江町字奈井江162番地	65-2108	65-2811
奈井江中学校	奈井江町字奈井江147番地	65-2150	65-2164
奈井江町立国民健康保険病院	奈井江町字奈井江12番地9	65-2221	65-2727
日本介護事業団老人保健施設「健寿苑」	奈井江町字奈井江12番地9	65-5232	65-2149
奈井江町認定こども園（地域子育て支援センター）	奈井江町字奈井江245番地	65-2780	—
日本介護事業団老人総合福祉施設「やすらぎの家」	奈井江町字奈井江245番地	65-2866	65-2867
奈井江町高齢者生活福祉センター「ひだまり」	奈井江町字奈井江245番地	65-2856	—
社会福祉法人ないえ福祉会 地域支援事務所（日中） グループホーム「アルク」（夜間） グループホーム「フピ」（夜間） グループホーム「イハナ」（夜間）	奈井江町字奈江原野2254 番51	74-6211 65-3822 65-6722 65-5075	74-6211

第6節 決壊通報

第1 決壊通報

水防に関し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防支署長又は他の管理者は、直ちに次により通報するものとする。

堤防等の決壊通報系統図



第7節 水防信号

第1 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	はん濫危険水位（警戒水位）に達したとき及び气象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関の属する者全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立ち退き)	乱打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きの事を知らせる信号

備考

1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第8節 水防解除

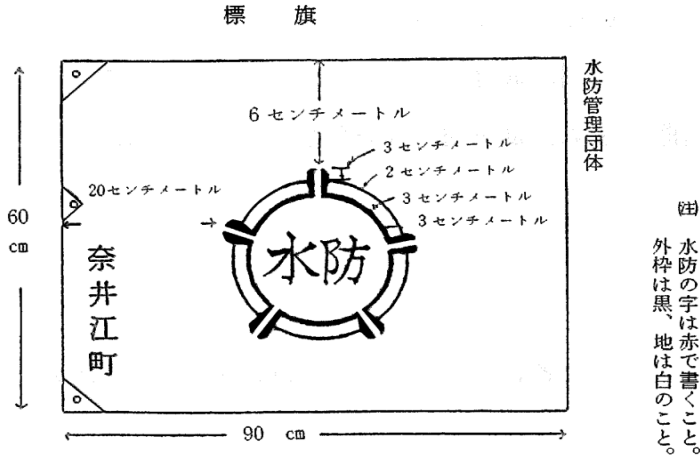
第1 水防解除

水防管理者は、水位が警報水位以下に減じ、危険がなくなったときは、水防警戒体制を解除し、これを一般に周知する。

第9節 水防標識及び立入り検査証

第1 水防標識

法第18条の規定により知事の定めた水防のために出動する車両等の標識は次のとおりとする。



第2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための職員及び消防機関に属する者の身分証明書は次のとおりとする。

(表)	(裏)
<p>第 号 水防立入検査証</p> <p>所 属</p> <p>職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日</p> <p>奈井江町長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1. 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に修正しないこと。</p> <p>2. 本書は、身分を失ったときには直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3. 本書は、水防法第49条第1項による立入票である。</p>

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

第1 公用負担

法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは、別記様式2による公用負担命令票を交付して行うものとする。

- (1) 水防のため必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
 - ウ 車両その他運搬用機器の使用
 - エ 排水用機器の使用
 - オ 工作物その他障害物の処分
- (2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、別記様式1に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。
- (3) 公用負担の権限を行使する者は、別記様式2に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式1)

第	号
公用負担権限委任証	
住 所	
職 名	
氏 名	
上記の者に ○○○区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	
委任者 氏名	
印	

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

(別記様式2)

第 号	公用負担命令票	住 所
		氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名 称		
(3) 種 類 (又は内容)		
(4) 数 量		
2 負担内容		
(使用、収用、処分等について詳記すること)		
年 月 日		
命令者 職 氏名		印

(日本工業規格A4版)

第2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条の規定により損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

第1 公務災害補償

法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年2月13日北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第7章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するとともに、空知総合振興局長は当該水防管理者からの報告について、国（開発建設部）に報告するものとする。

- (1) 消防機関又は消防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

(奈井江町)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延べ人数	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
北海道分 前回迄	-	-	円	円	円	-			
月分	-	-				-			
月分	-	-				-			
月分	-	-				-			
月分	-	-				-			
月分	-	-				-			
小計	-	-				-			
累計	-	-				-			
水防管理団体分 前回迄	()					-			
月分	()					-			
月分	()					-			
月分	()					-			
月分	()					-			
月分	()					-			
小計	()					-			
累計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、畳、ムシロ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇かご、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第8章 水防訓練

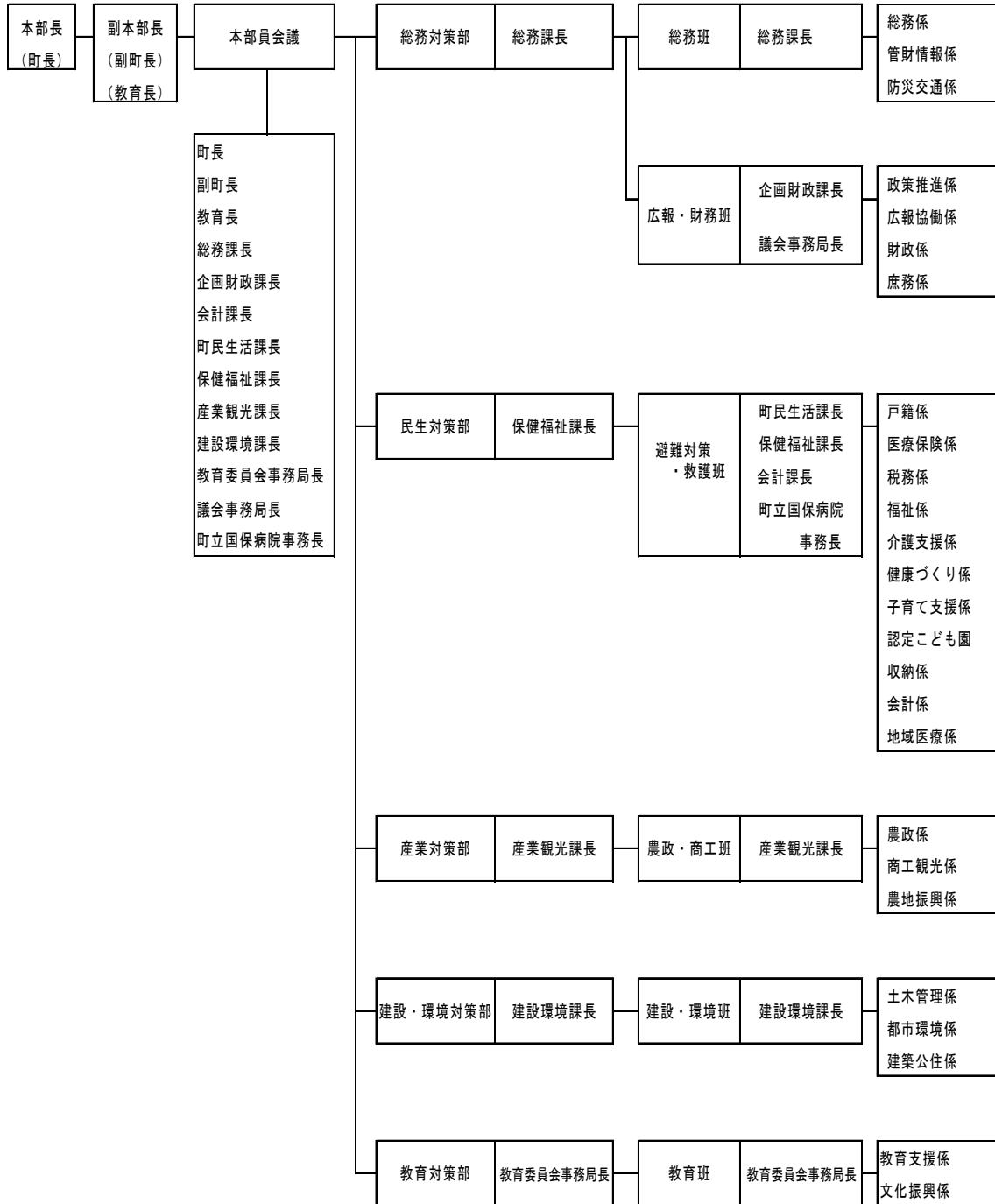
第1 水防訓練

法第35条の規定により、水防管理者は、毎年消防機関の職員及び団員に対し、水防訓練を実施し水防技術の向上に努めるものとする。

第2 水防訓練については、「防災計画本編第4章第1節防災教育及び訓練計画」に基づき実施するものとする。

別表、別図、資料

別表第1 水防本部の組織図



別表第2

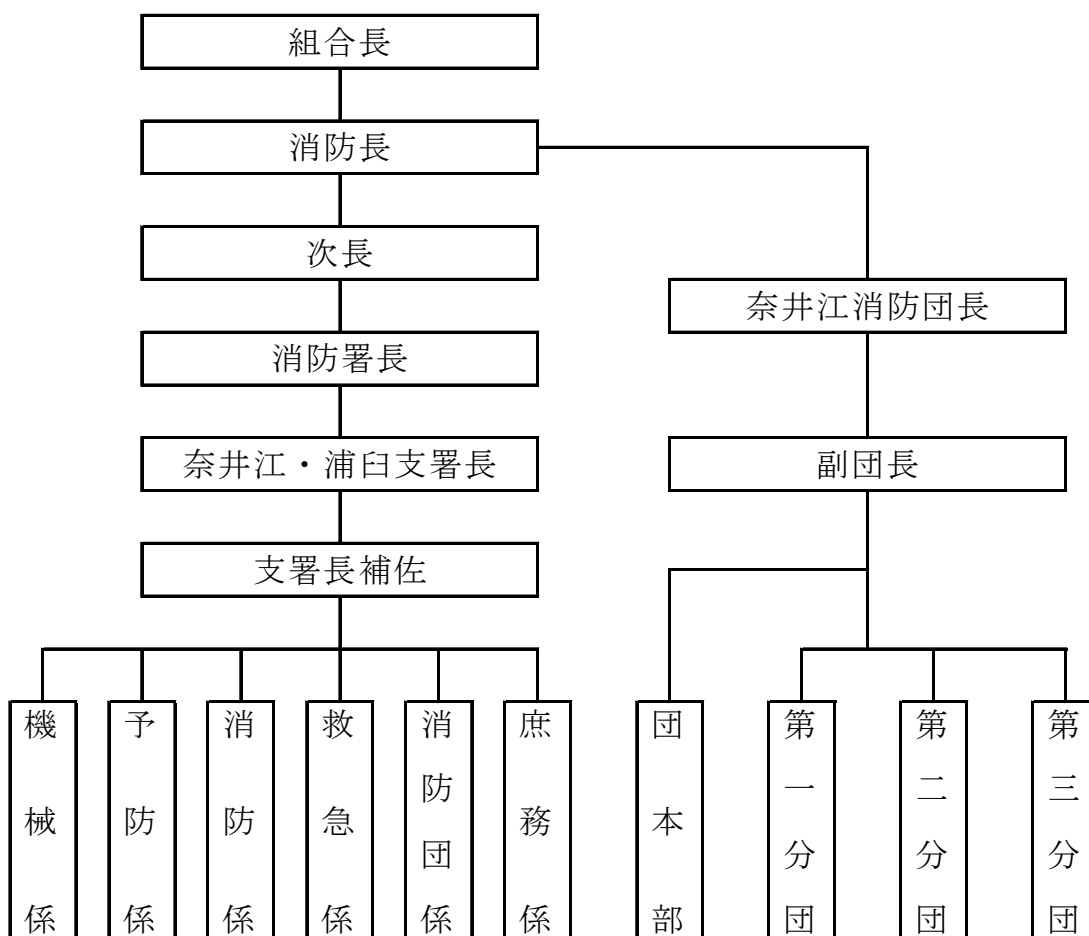
水防本部各部所掌事務

部	班	所 掌 事 項
総務 対策 部	総務 班	1 水害対策の総括に関すること。
		2 水防本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関すること。
		3 防災会議に関すること。
		4 防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること。
		5 災害関係の特別警報・警報・注意報及び情報の収集及び伝達に関すること。
		6 水防関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。
		7 水害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。
		8 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関すること。
		9 北海道知事への災害報告に関すること。
		10 災害救助法の適用業務に関すること。
		11 本部記録に関すること。
		12 自衛隊派遣要請に関すること。
		13 出動本部職員の把握及び各班の応援配置に関すること。
		14 水害時の輸送計画並びに車両の運行実施に関すること。
		15 町有車両の運行管理に関すること。
		16 応急対策及び復旧の資材、人員、食糧等の確保及び輸送に関すること。
		17 一般的被害（人的被害、住宅被害、非住宅被害）の調査に関すること。
		18 災害状況の公表に関すること。
		19 避難の勧告又は指示の発令に関すること。
		20 水害見舞者及び視察者等に対する応対に関すること。
		21 水害復旧と総合計画に関すること。
		22 水害時における防犯・交通安全に関すること。
		23 各部、部内との連絡調整に関すること。
		24 町有財産の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。
広報 ・ 財務 班		1 水害対策の予算措置に関すること。
		2 水害補償に関すること。
		3 水害応急対策及び復旧に要する資金計画に関すること。
		4 総合的な災害記録の作成及び災害調査統計に関すること。
		5 住民に対する災害情報の広報に関すること。
		6 報道機関との連絡に関すること。
		7 水害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。
		8 国、道及び関係機関に対する陳情、要望及び資料調整に関すること。

民生対策部・救護班	避難対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関する事。(警察、消防機関と協力実施) 2 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 収容者の把握及び名簿の作成 (2) 諸記録の作成 (3) 食物及び生活必需品の運搬、配布等援護事務 (4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備 3 被災者の救助計画及び実施に関する事。 4 炊き出し及び食品等の供給に関する事。 5 被災者の生活援護及び生活必需品と供給に関する事。 6 住民組織との連絡調整に関する事。 7 日赤救助機関との連絡調整に関する事。 8 救援物資、義援金等の受付及び配分に関する事。 9 園児等の避難誘導及び水害時の認定こども園の管理運営に関する事。 10 障がい者、老人等の避難誘導に関する事。 11 福祉施設利用者の避難誘導に関する事。 12 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 13 被災者の町税減免に関する事。 14 り災台帳の作成及びり災証明に関する事。 15 所管医療施設の被害調査及び応急対策等に関する事。 16 医療部の編成及び巡回診療に関する事。 17 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関する事。 18 医療対策本部の設置における医療部隊の編成及び運営に関する事。 19 医療施設の警防及び水害復旧対策に関する事。 20 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「緊急医療活動報告書」の作成に関する事。 21 その他医療活動の実施に伴う事務に関する事。 22 被災者の健康管理指導に関する事。 23 医療機関との連絡調整に関する事。 24 緊急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事。 25 水害時の医療及び助産関係の連絡調整に関する事。 26 水害関係費の出納に関する事。 27 義援金品等の出納保管に関する事。
建設・環境対策部	建設・環境	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策、普及対策に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び運行に関する事。 3 除雪に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 水害応急資材の確保、輸送及び配分に関する事。 6 関係河川の水位雨量の情報収集に関する事。 7 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関する事。 8 水防活動に関する事。 9 内水排除活動に関する事。 10 水害時における土木建設用機械等の確保及び運用に関する事。 11 道路の通行禁止及び制限措置等の総合調整に関する事。 12 一般住宅及び公的施設の被害調査、応急対策に関する事。 13 避難収容施設及び住宅の応急修理に関する事。 14 水害時の建設用資材の確保、供給に関する事。 15 被害住宅復興資金に関する事。 16 被災地の住宅建築指導に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 水害住宅融資の斡旋に関する事。 19 被災宅地安全対策に関する事。 20 水害時における都市計画事業の立案及び実施に関する事。 21 公園施設、街路樹等の被害調査及び復旧に関する事。 22 被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。 23 中空知広域水道企業団との連絡調整に関する事。 24 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 25 災害時の廃棄物処理等計画の作成及び実施に関する事。 26 防疫、環境衛生保持に関する事。 27 死体の埋葬に関する事。 28 被災地の死亡獣畜等の処理に関する事。 29 水害時の公害発生予防及び応急措置に関する事。 30 衛生関係施設の被害調査に関する事。
産業 対策 部	農 政 ・ 商 工 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業施設及び農作物等の被害調査に関する事。 2 農業被害に関する応急措置及び水害復旧対策に関する事。 3 被災農家等の調査・救護及び経営指導に関する事。 4 農業関係機関との連絡調整に関する事。 5 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 6 農、畜産物の防疫及び衛生に関する事。 7 農業用資材及び家畜飼料の確保・配分に関する事。 8 家畜の防疫及び衛生に関する事。 9 林業施設及び林産物の被害調査応急対策に関する事。 10 林業被害の水害復旧対策に関する事。 11 町有林の被害調査及び水害対策に関する事。 12 森林関係機関との連絡調整に関する事。 13 被災林野の病害虫等の防疫に関する事。 14 林野火災に関する事。 15 土地改良施設の被害調査及び水害復旧対策に関する事。 16 排水機場の管理運転に関する事。 17 その他農林業被害に関し、各部に属さない事。 18 商工業者の被害調査及び復旧対策に関する事。 19 観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 20 水害時の消費物資の確保及び安定供給に関する事。 21 労務相談及び失業対策に関する事。
教育 対策 部	教 育 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 2 水害時の応急教育に関する事。 3 水害時における児童・生徒の避難誘導に関する事。 4 被災児童・生徒に対する学用品・教科書等の供給に関する事。 5 水害時の学校経営指導に関する事。 6 水害時における学校給食の確保に関する事。 7 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 8 文化財の保護及び応急対策に関する事。 9 社会教育施設の応急利用に関する事。 10 水害活動に協力する女性団体等との連絡調整に関する事。

別表第3 消防本部組織図



消防団組織図



別表第4 重要水防警戒区域

番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離(Km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	高島地区 中村 農場上流築堤	石狩川	石狩川	73.06~74.32	左岸 1, 260	堤防高、堤防 断面、水衝・ 洗堀、旧河川 跡	22	石狩川流域下水道 奈井江浄化セン ター	道道江別奈井江線 町道	田 298ha	開発局	整備済
2	大和・瑞穂地区 奈井江築堤	石狩川	石狩川	74.55~81.82	左岸 7, 270	堤防高、堤防 断面、堤防断 面漏水、工作 物、旧河川跡	56	奈井江排水機場	道道江別奈井江線 道道奈井江浦臼線 町道	田 538ha	開発局	整備済
3	高島・茶志内地 区 奈井江川左 岸築堤(1)	石狩川	奈井江川	0.40~1.75	左岸 1, 350	堤防高、堤防 断面、水衝・ 洗堀、旧河川 跡	22	石狩川流域下水道 奈井江浄化セン ター	道道江別奈井江線 町道	田 298ha	開発局	検討中
4	高島・茶志内地 区 奈井江川左 岸築堤(2)	石狩川	奈井江川	1.90~3.41	左岸 1, 510	堤防高、堤防 断面、工作物	10	高島排水機場	道道江別奈井江線 町道	田 175ha	開発局	検討中
5	瑞穂地区 奈井 江川右岸築堤	石狩川	奈井江川	1.60~3.41	右岸 1, 810	堤防高、堤防 断面、水衝・ 洗堀、旧河川 跡、破堤跡	10		道道奈井江浦臼線 町道	田 91ha	開発局	検討中

別表第 5

水位観測所基準水位等一覧

観測所名	量水標管理者		河川名	設置位置	水位					種別	備考
	水防管理者				水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒 水位)	計画高水位		
奈井江大橋	札幌開発建設部滝川河川 事務所	浦臼町	石狩川	左岸76.80km 浦臼町浦臼内地先 (奈井江大橋下流約100 m)	14.0m	15.8m	19.7m	20.0m	20.74m	テレメータ	
砂川橋	札幌開発建設部滝川河川 事務所	砂川市	石狩川	左岸87.46km 砂川市西3条北8丁目地 先 (砂川大橋下流約70m)	18.3m	20.3m				テレメータ	
橋本町	札幌開発建設部滝川河川 事務所	新十津川町	石狩川	左岸93.90km 新十津川町中央89番地地 先 (滝川河川事務所)	23.2m	24.6m	26.5m	27.0m	28.15m	テレメータ	
伏古	札幌開発建設部滝川河川 事務所	滝川市	石狩川	左岸104.78km 滝川市江部乙町西13丁目 地先 (江竜橋下流約710m)	29.6m	30.8m			34.32m	テレメータ	

別表第6

水防用資機材の保有状況

令和元年4月現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	倉庫	コンテナ	町立病院	備考
物資	救助用品	ライフベスト		着	10	10			
〃	〃	担架	ケース付	台	5	5			
〃	〃	ヘルメット		個	50	50			
〃	〃	救急箱		個	18	18			
〃	警備用品	ロープ	トラロープ	本	10	10			
〃	保安用品	ブルーシート	3.6m×5.4m	枚	15		15		
〃	〃	雨合羽		着	24	24			
〃	〃	特胴付長靴	26cm×2・27cm×2・28cm×2	足	6	6			
〃	〃	テント		張	5	5			
〃	〃	アルミマット	ロール	枚	300	300			
〃	〃	シュラフ		個	154	154			
〃	〃	バックパック		個	4	4			
〃	〃	デイバック		個	2	2			
〃	〃	避難誘導用拡声器		個	6	6			
〃	〃	一時避難場所用標旗		旗	9	9			
〃	照明器具	ラジオ付ライト	(ランタン) 避難所用	個	12	12			
〃	〃	ヘッドライト		個	10	10			
〃	〃	懐中電灯	懐中電灯10個・LEDライト50個	個	60	60			
〃	衛生用品	介護用移動トイレ		台	10	10			
〃	〃	トイレ用パーソナルテント		張	6	6			
〃	〃	サージカルマスク	インフル対策用	枚	3000			3000	
〃	〃	消毒液	インフル対策用	本	24			24	
〃	工 具	ツルハシ		本	2		2		
〃	〃	バール		本	10		10		
〃	〃	剣先スコップ		本	19		19		
〃	〃	角スコップ		本	10		10		
〃	〃	鎌		本	2		2		
〃	〃	ハンマー		本	3		3		
〃	土木用材	一輪車	ネコ	台	3		3		
資材	〃	木杭		本	60		60		
〃	〃	土嚢	ビニール大	枚	320		320		
〃	〃	土嚢	麻 大	枚	920		920		
〃	〃	土嚢	PP製	袋	1200		1200		
〃	〃	ワラ縄	20m	本	4		4		
〃	油処理材	油処理剤	ヤマトクリーンS-480 (18L)	缶	8		8		
〃	〃	オイルゲーター		袋	5		5		
〃	〃	吸着マット	オイルブロッカー65cm×65cm	枚	13		13		
〃	〃	吸着マット	森の木太郎38cm×50cm	枚	380		380		
〃	〃	吹流し吸着剤	オイルブロッカー (吹流し)	本	5		5		
〃	〃	オイルフェンス	5mもの	本	2		2		
〃	〃	アブソorbent	パッド	枚	100		100		
〃	〃	アブソorbent	フレックW	袋	3		3		
〃	〃	アブソorbent	ピローW	袋	8		8		
〃	〃	アブソorbent	ソックスW	本	5		5		
〃	〃	アブソorbent	ブームW	本	3		3		
〃	〃	森の木太郎MPW-45専用ネット		枚	5		5		

別表第7

札幌開発建設部滝川河川事務所管理水門等操作員名簿

番号	河川名	樋門等名	門数	手動動力	操作員	操作員住所	電話番号	備考
1	石狩川	奈井江13号樋門	2	動力	小島和博	瑞穂2区	65-3427	
				動力	小野民夫	瑞穂2区	65-3418	
2	石狩川	奈井江8号樋門	★1	動力	桑島雅憲	大和3区	65-3511	
3	奈井江川	高島樋門	★1	手動	大関光敏	高島2区	65-2509	
4	奈井江川	奈井江逆水提樋門	1	動力	北山武史	瑞穂2区	65-3503	
5	奈井江川	奈井江川1号樋門	1	手動	岩口一	高島2区	65-2839	
6	奈井江川	奈井江川2号樋門	★1	手動	仲丸茂広	高島1区	65-3505	
7	茶志内川	茶志内川1号樋門	1	手動	中野晃	南町4区	65-2463	
8	茶志内川	茶志内川4号樋門	1	足動	伊藤弘	高島2区	65-2558	
9	茶志内川	茶志内川2号樋門	★1	足動	小林広幸	高島2区	65-2829	
10	茶志内川	茶志内川3号樋門	1	手動	稲垣英毅	茶志内3区	65-3266	
11	茶志内川	茶志内川5号樋門	1	手動	吉井弘三	高島2区	65-3004	
12	14号川	14号川3号樋門	1	足動	中野浩二	高島2区	65-2887	
13	14号川	14号川1号樋門	1	手動	稲垣佳子	茶志内3区	65-3266	
14	14号川	14号川4号樋門	1	手動	川原外至男	高島2区	65-4222	
15	14号川	14号川2号樋門	1	足動	高田裕幸	茶志内4区	65-4004	

★は、樋門遠方監視装置設置箇所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部樋門・樋管操作委託管理人名簿(直営分含む)

位置	水系名	河川名	左右岸	樋門・樋管名	管理人氏名	管理人住所	電話番号	備考
1	石狩川	奈井江川	右岸	杉本排水樋管	杉本雄馬	瑞穂1区	65-4148	
2	石狩川	奈井江川	左岸	稲垣排水樋管	稲垣浩二	高島1区	65-4510	
3	石狩川	奈井江川	右岸	杉本排水樋門	杉本雄馬	瑞穂1区	65-4148	
5	石狩川	奈井江川	左岸	高島樋管	稲垣照義	高島1区	65-4121	
7	石狩川	奈井江川	左岸	南町排水樋門	熊谷智克	高島1区	65-3411	
6	石狩川	奈井江川	右岸	林樋門	井上正一	宮村2区	65-3366	
4	石狩川	奈井江川	右岸	道中樋管	古屋吉和	南町8区	65-2616	
8	石狩川	茶志内川	左岸	1号樋門	比脇勝守	茶志内3区	65-3329	
9	石狩川	茶志内川	右岸	2号樋門	高田裕幸	茶志内4区	65-4004	
10	石狩川	茶志内川	右岸	3号樋門	笹木憲一	茶志内4区	65-3181	
11	石狩川	茶志内川	左岸	2号2連樋門	比脇輝雄	茶志内3区	65-3329	旧向井橋樋門
12	石狩川	茶志内川	左岸	1号2連樋門	比脇勝守	茶志内3区	65-3329	旧工業団地樋門
14	石狩川	14号川	右岸	1号樋門	後藤臣作	高島1区	65-2124	
13	石狩川	豊沼奈江川	右岸	山口樋門	笹木正男	白山3区	65-4731	
①	石狩川	新川	右岸	新川樋管	堀浩二	大和2区	65-3956	クラマナイ川大和樋門管理組合
①	石狩川	奈井江川		下水NO5樋管				下水道(低地あり)
②	石狩川	奈井江川	右岸	1号樋管	奈井江町役場	本町10区	65-2116	下水道(低地なし)H23新規
③	石狩川	奈井江川	右岸	2号排水樋管	奈井江町役場	本町10区	65-2116	下水道(低地なし)H23新規

排水機場管理状況

河川名称	排水機場の名称・能力	原動機	設置場所	管理団体	連絡先
石狩川	奈井江排水機場 6.666m ³ /s	370ps×2台	奈井江町瑞穂2区	奈井江町	奈井江町役場産業観光課農政係 0125-65-2118
	新奈井江排水機場 2.000m ³ /s	120ps×1台	奈井江町瑞穂2区		
	高島排水機場 2.800m ³ /s	100ps×1台	奈井江町高島2区		
茶志内川					

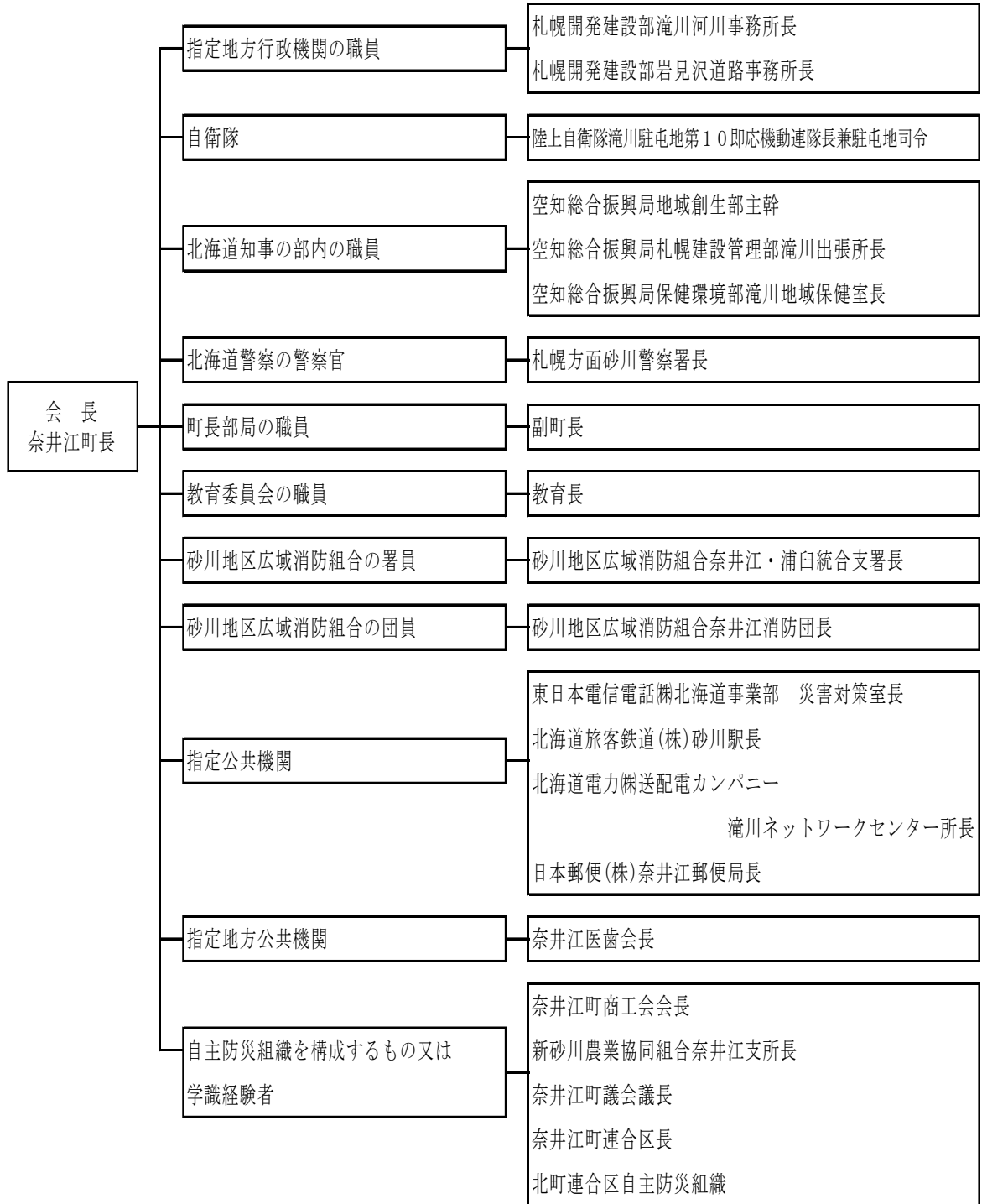
別表第8

水防関係機関等との通信連絡

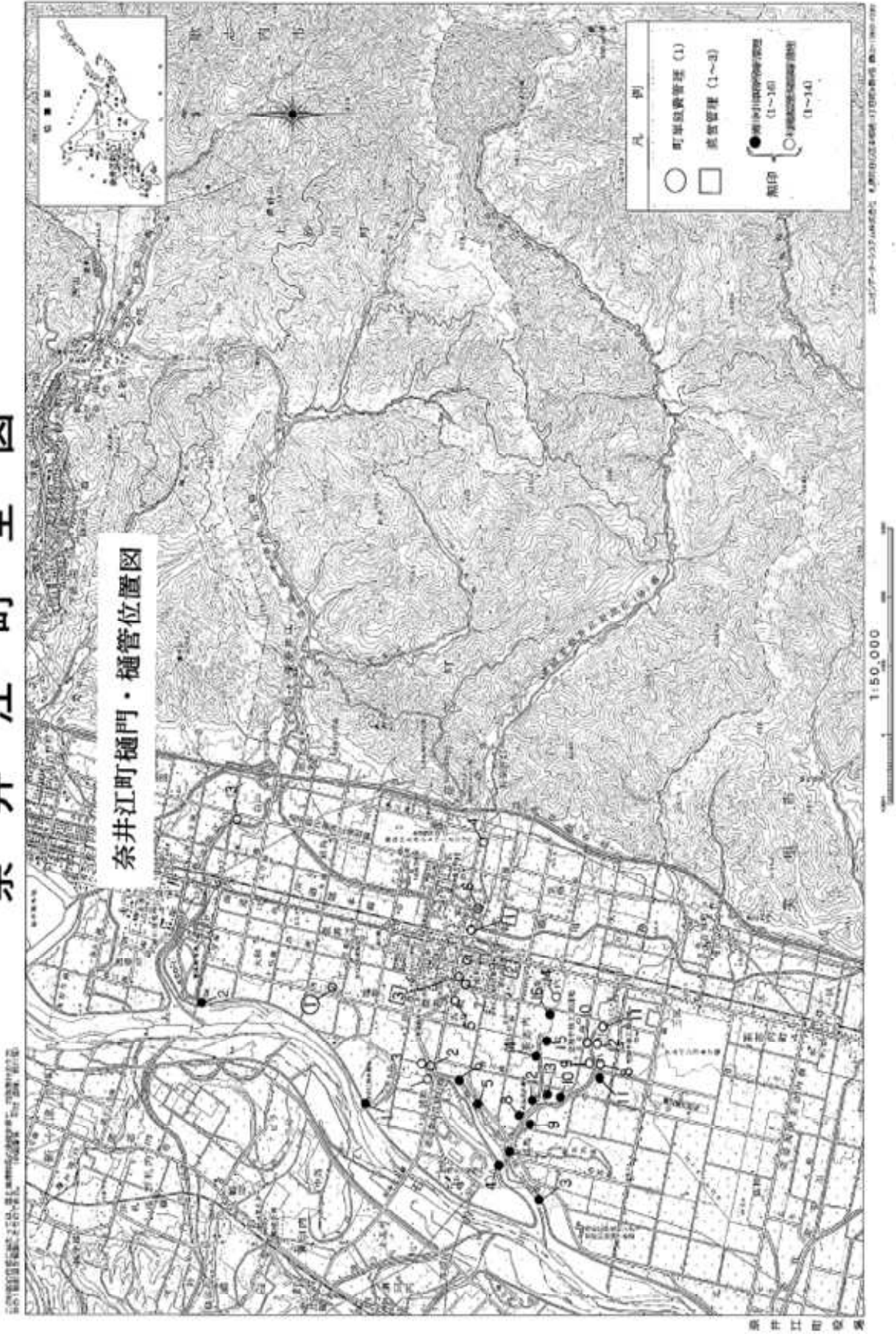
令和元年4月現在

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
札幌開発建設部岩見沢道路事務所	岩見沢市日の出北2丁目1番5号	0126-22-4000	
札幌開発建設部滝川河川事務所	新十津川町中央89番地	0125-76-2211	
北海道森林管理局空知森林管理署	岩見沢市3条東17丁目34番地	0126-22-1940	
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3-3-15	0166-30-9300	
陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊	滝川市泉町236番地	0125-22-2141	
空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1196	
空知総合振興局地域創生部(防災)	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033	
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	滝川市緑町2丁目3番地	0125-24-6201	
空知農業改良普及センター中空知支所	新十津川町字花月238番地8	0125-74-2281	
空知総合振興局空知家畜保健衛生所	岩見沢市岡山町12-37	0126-22-4212	
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	滝川市流通団地3-1	0125-22-3434	
砂川警察署	砂川市東2条南5丁目	0125-54-0110	
奈井江町役場	奈井江町本町10区	0125-65-2111	
砂川地区広域消防組合砂川消防署	砂川市東2条北7丁目	0125-54-2196	
〃 奈井江・浦臼支署	奈井江町本町5区	0125-65-2259	
東日本電信電話(株)北海道事業部	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466	
北海道電力(株)送配電カンパニー滝川ネットワークセンター	滝川市西町1丁目2番	0125-24-7166	
北海道旅客鉄道(株)奈井江駅	奈井江町本町2区	0125-65-2101	
日本郵便(株)奈井江郵便局	奈井江町本町5区	0125-65-2130	
北海土地改良区	岩見沢市6条西7丁目1番地	0126-22-2400	
空知医師会	砂川市西2条北3丁目1-1	0125-54-2313	
日本赤十字社北海道支部空知地区	岩見沢市8条西5丁目(振興局内)	0126-20-0105	
新砂川農業協同組合	砂川市東1条南1丁目1番20号	0125-54-3181	
〃 奈井江支所	奈井江町本町5区	0125-65-2211	
中空知農業共済組合	滝川市大町1丁目5番地	0125-22-2211	
そらち森林組合	新十津川町字中央302番地1	0125-76-2051	
奈井江町商工会	奈井江町本町2区	0125-65-2151	
北海道猟友会砂川支部奈井江部会	奈井江町本町10区(役場内)	0125-65-2111	
奈井江建設協会	奈井江町北町1区	0125-65-2547	

別図1 奈井江町防災会議組織図



奈井江町全図



水 防 工 法

1 土俵の作成

用 途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg (シヨベル10~13杯) 土を締めながら入れ口締めをする。
麻袋が大きい場合は1~2個所網で十分締め胴締めをする。

(2) かます土俵の作成

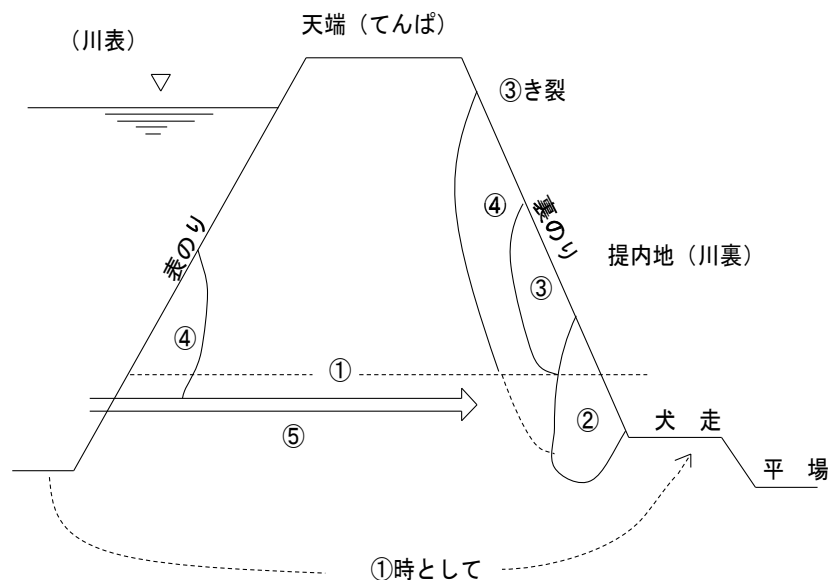
土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1~2個所胴締めをする。

2 河川堤防の破堤と水防工法

破堤の原因と過程

a 越 水 (溢水) — (積土俵・じやかご積み等)

b 漏 水 (滲漏) — (苙 (ビニールシート) 張り・月の輪等)



① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧出する。

② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。

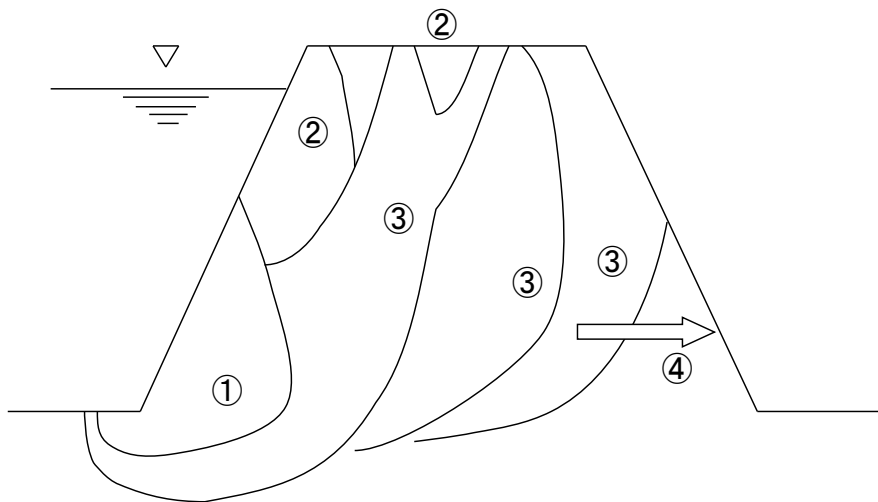
③ 堤体は軟弱となり、のりくずれ或いはき裂を生ずる。

④ のりくずれが続き洗堀も生じかつ漏水孔も拡大する。

⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。

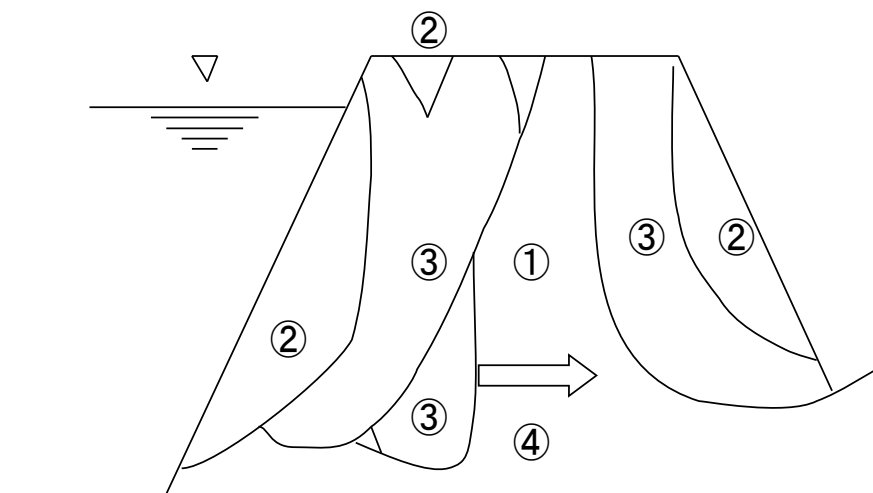
※ 裏のり全体から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水孔を生じて上記の過程を経ることが多い。

c 洗堀 — (木流し、三基柱等)



- ① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗堀する。護岸がはく離されると洗堀は促進される。
- ② のりくずれ・き裂を生ずる。
- ③ しだいに表のりの洗堀のりくずれが増大し堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ破堤するか、水圧に抗しきれないで押し流される。

d のりくずれ — (五徳縫い・抗打ち積土俵・土俵羽口等)



- ① 長期間の高水位により堤体が飽水状態となると土の摩擦力が減少する。
- ② き裂あるいはのりくずれを生じのり面はすべり落ちる。
- ③ のりくずれ洗堀が続き堤体の断面積は逐次減少する。
- ④ 堤体が水圧に抗しきれなくなるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

e き裂 — (折り返し・抗打ちつなぎ等)

3 河川堤防の水防工法

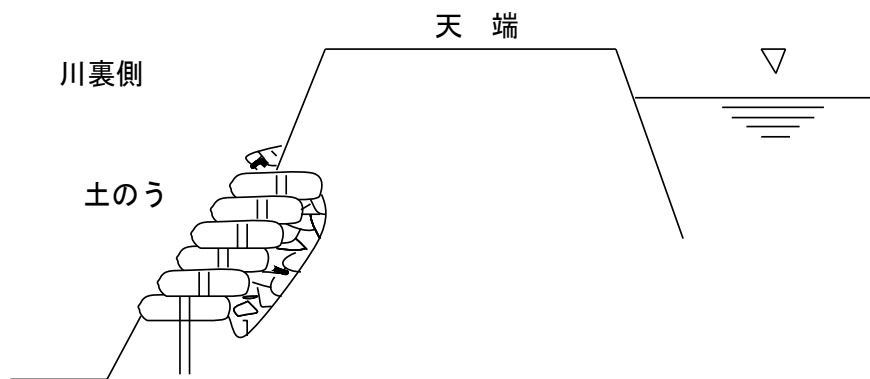
(1) 土俵羽口

目 地 裏のり崩壊補強（減水したのち洗堀された表のりの補強にも可）

作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに一層積んで杭を打ち安定をはかる。

土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。

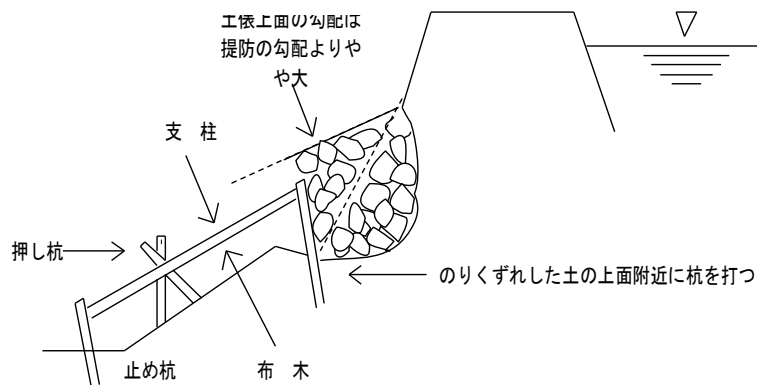
2段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。



(2) 抗打積土俵

目 的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎芯々に打込み、一部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押え杭、根元には止杭を設置する。

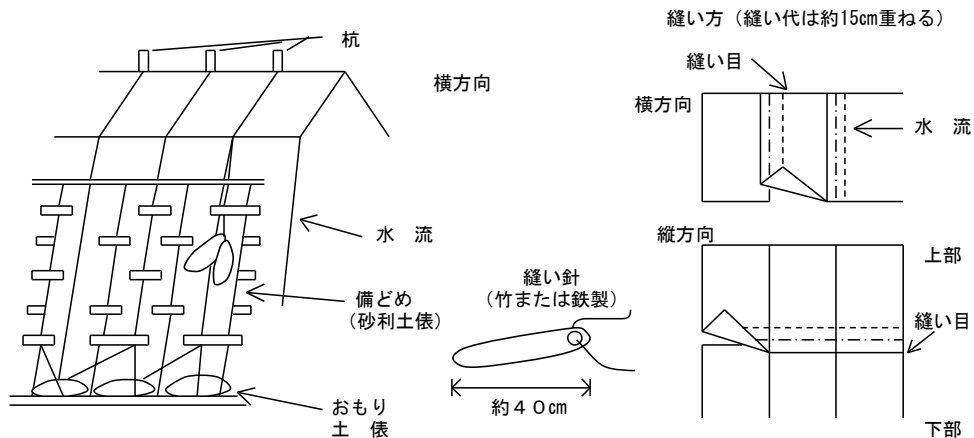


(3) 葎（ビニールシート）張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

（のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直接閉塞出来ないとき、漏水を防止する。昼でも可）

作成法 幅3枚、長さのり尻までの葎を縫い合せ横に約50cm間隔にあらし竹（代用可）を縫い付けおもり土俵を最下端に葎1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から網により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



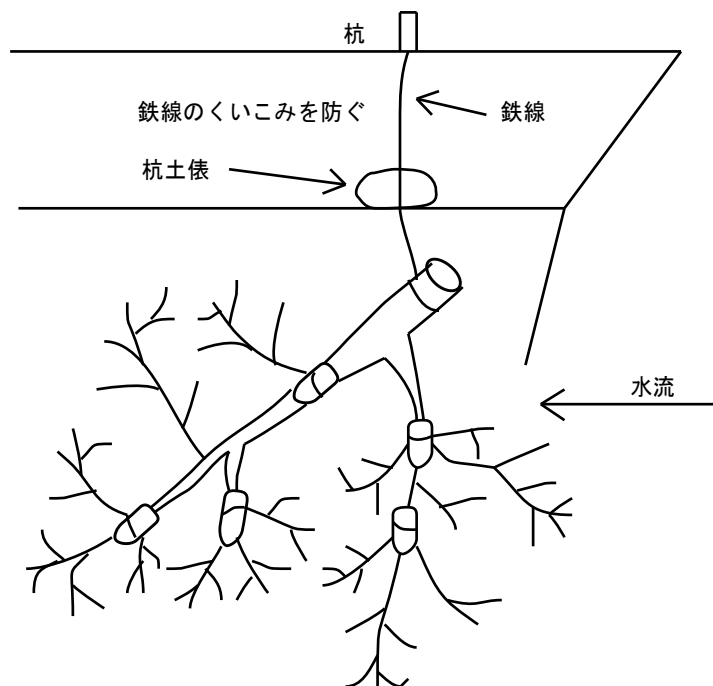
(4) 木流し

目的

急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

作成法

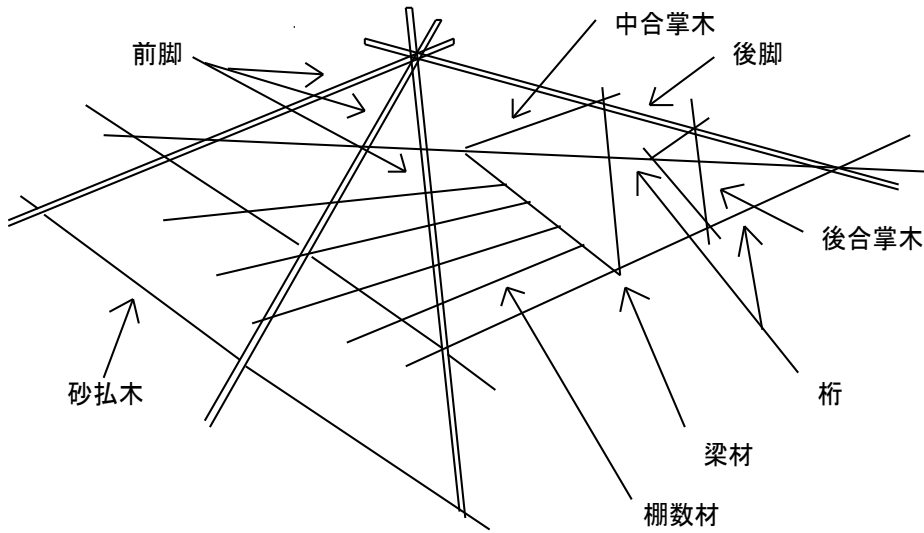
樹木を根本から切り、枝におもり土俵（又は石俵）を付け根本は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



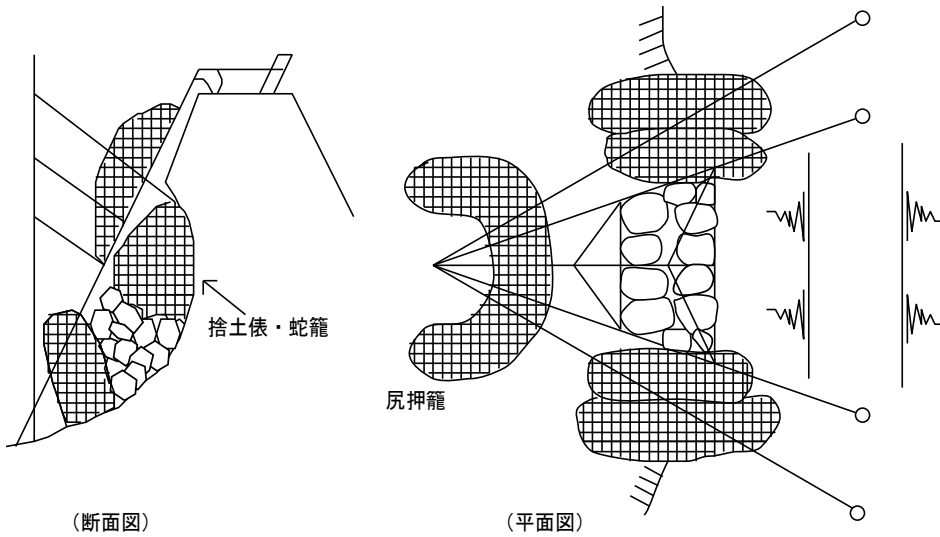
(5) 三 基 枠

目 的 流水の激突を緩和し堤脚崩壊面の拡大防止

- 作成法 (1) 前脚と桁・後脚の結束 (前脚と桁は直角)
 (2) 中合掌木の結束 (結束は鉄線により十字結び・斜め結び)
 (3) 砂払木の結束
 (4) 棚数材の結束



人力設置 (作業中ののりくずれに特に注意)

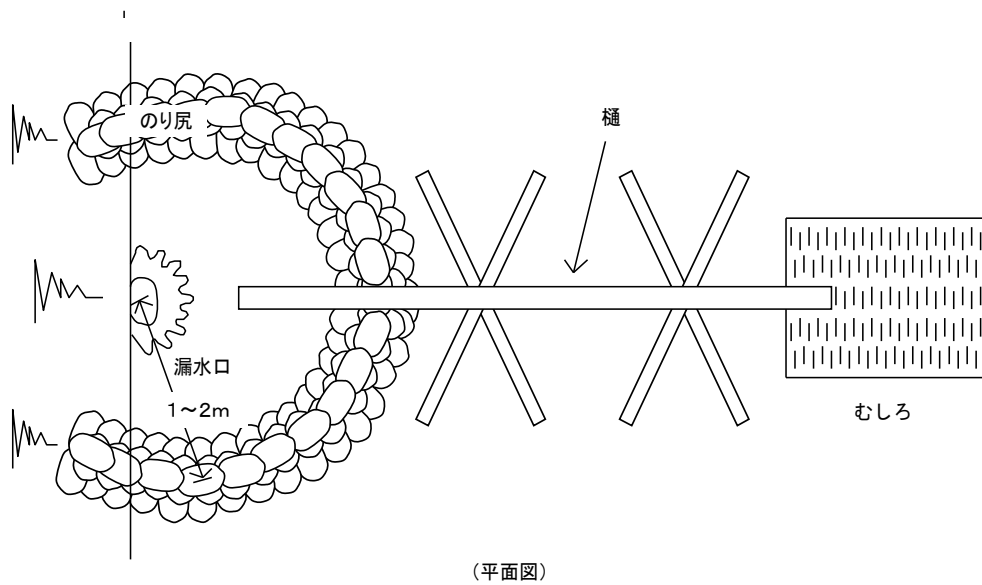
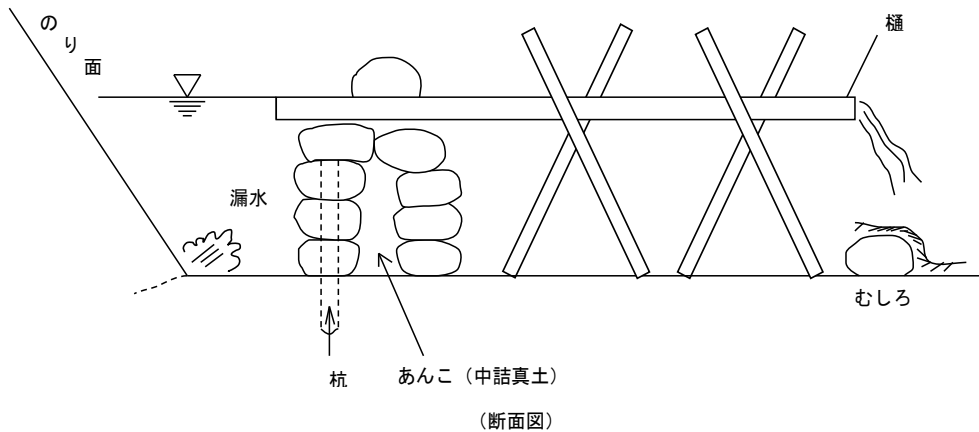


(6) 月の輪

目的 川裏の漏水を土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状（半径1.2m～2.0m）に積上げこの中に漏水を淀ませて上透水は堤内の水路などに放流させる。土俵積の
高さは水圧を弱める程度とする。

土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には蕨をあて洗掘を防ぐ。



警報・注意報発表基準一覧表

令和元年5月29日現在

発表官署 札幌管区气象台

奈井江町	府県予報区	石狩・空知・後志地方			
	一次細分区域	空知地方			
	市町村等をまとめた地域	中空知			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	149	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	奈井江川流域=9.7 豊沼奈江川流域=9.9	
			複合基準	-	
			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流(奈井江大橋)	
	暴風		平均風速	18m/s	
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9	
			土壌雨量指数基準	87	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	奈井江川流域=7.7 豊沼奈江川流域=7.9	
			複合基準	-	
			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流(奈井江大橋)	
	暴風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧		視程	200m	
	乾燥		最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温		5月~10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月~4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い		
	霜		最低気温3℃以下		
着氷					
着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

資料 3

奈井江町防災行政無線一覧表

	呼出名称	形式	周波数 (MHz)	出力 (W)	配置場所	備考
基地局	ぼうさいないえ	固定	466.975	5	建設環境課	卓上型
移動局	ぼうさいないえ 2	可搬	〃	5	建設環境課	車載型
	ぼうさいないえ 3	〃	〃	5	建設環境課	〃
	ぼうさいないえ 4	〃	〃	5	総務課	〃
	ぼうさいないえ 5	〃	〃	5	総務課	〃
	ぼうさいないえ 6	〃	〃	5	産業観光課	〃
	ぼうさいないえ 7	〃	〃	5	砂川地区広域消防組合 奈井江・浦臼支署	〃
	ぼうさいないえ 8	〃	〃	5	建設環境課	〃
	ぼうさいないえ 9	〃	〃	5	建設環境課	〃
	ぼうさいないえ 10	〃	〃	5	建設環境課	〃
	ぼうさいないえ 11	〃	〃	5	建設環境課	〃